

東北医科薬科大学修学資金養成医師（A方式養成医師）について

1 趣旨

東北医科薬科大学修学資金養成医師（A方式養成医師）について、第1期生（現在5年生）が令和4年度から臨床研修を開始する予定であり、当該医師に係るキャリア形成プログラムを定めようとするもの。

2 A方式養成医師のキャリア形成プログラムについて（案）

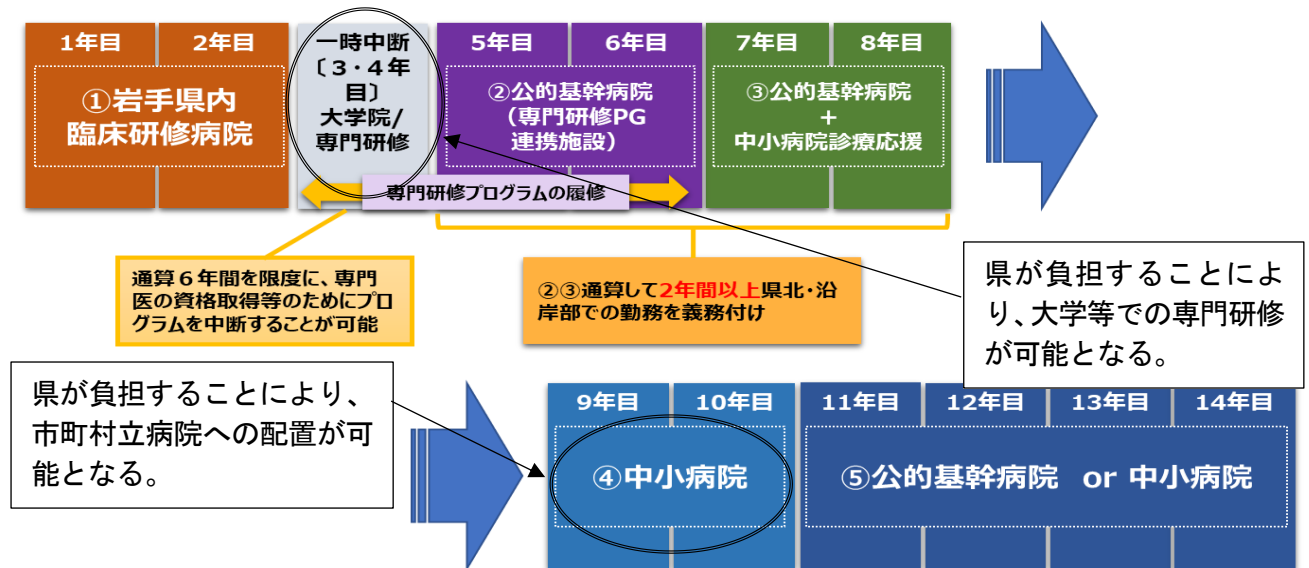
A方式養成医師のキャリア形成プログラムを別紙のとおり定めるもの。

なお、A方式養成医師の配置に当たっては、1人当たり年300万円の負担が伴うものであるが、養成医師のキャリア形成及び政策的配置を可能とするため、県が負担を行うものであること。

〔県が負担を行うメリット〕

- 専門研修等キャリア形成において、本県他制度（地域枠、医療局、市町村）との差異を少なくできること。→ 臨床研修修了後に大学等において専門研修を行うことが可能となる。
（下記参照；研修先は原則として県内を想定）
- 県が負担を行いキャリア形成に積極的に対応する姿勢を示すことにより、当該養成医師を含む同大学卒業生に岩手県での勤務に対する安心感を与えることができ、将来の地域定着につながる。
- 県が政策的に市町村立医療機関等中小病院も含め配置調整ができること。

〔義務履行例〕



〔義務履行と負担の関係〕

県負担により義務履行と負担金のタイミングをずらすことができ大学での専門研修等が可能となる

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計
配置	臨床研修		大学院・ 専門研修		基幹病院		基幹病院 + 中小応援		中小病院		基幹病院 又は中小病院				—
義務履行	—	—	猶予 (一時中断)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10年
負担金	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	10年

〔参考〕東北医科薬科大学の入学定員・奨学金制度について

1 入学定員（計 100 名）

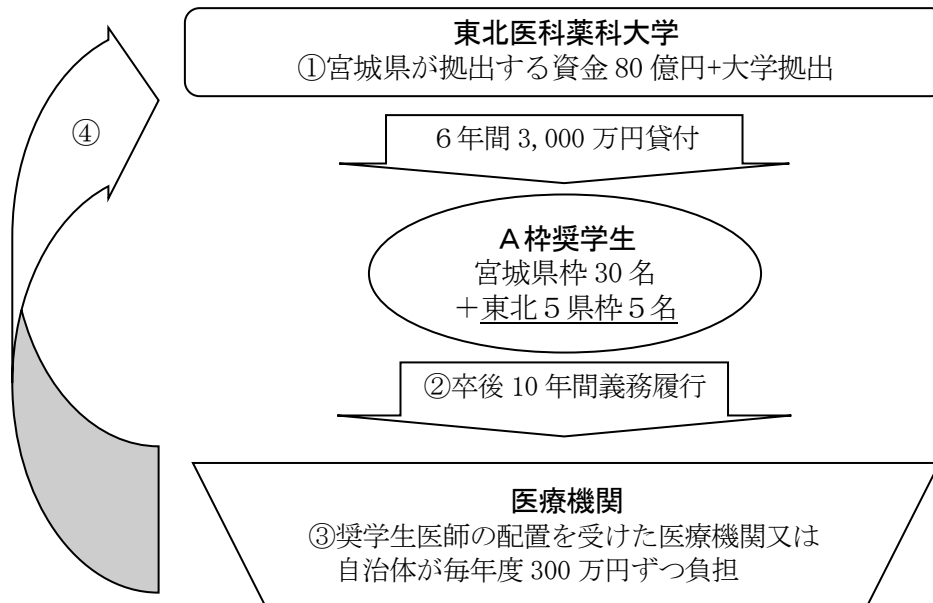
- ①A方式：資金循環型（宮城県資金拠出分）30 名→宮城県配置
- ②A方式：資金循環型（大学拠出分）5 名→東北 5 県配置：本県分定員 1 名／年
- ③B方式：資金費消型（大学 1,500 万円＋各県制度）20 名→東北 5 県配置

〔入学定員 100 人の内訳〕

①A方式 循環型 (宮城県分) 30名 3,000万円	②A方式 循環型	③B方式 費消型 (東北5県)20名 1,500万円 +各県制度	一般枠 45名
	↑ (東北5県) 5名 3,000万円		

2 資金循環型修学資金（A方式）の仕組み

- ① 東北医科薬科大学が、宮城県が拠出する 80 億円を基金から借入れ宮城県枠とするとともに、同大学が独自に資金を拠出し東北 5 県枠を創設（最大 5 名）。→6 年間で 3,000 万円貸付
- ② 奨学金養成医師は卒後 10 年間（臨床研修を除く）各県内の医療機関で義務履行することにより債務免除となる。
- ③ 奨学金養成医師を受け入れた医療機関又は自治体は、毎年度修学資金相当の 300 万円を負担する。
- ④ 医療機関又は自治体からの負担金は、次年度以降の奨学生の修学資金となる。



3 東北医科薬科大学医学部入学者の奨学金制度利用状況（岩手県関係）

区分	人数						うち県出身者						摘要
	H28	H29	H30	H31	R2	計	H28	H29	H30	H31	R2	計	
A方式	1	1	1	1	1	5	1		1	1	1	4	定員1名
B方式	4	10	4	7	8	33							
医療局医師奨学資金	2	4	2	5	4	17							
市町村医師養成修学資金	2	6	2	2	4	16							
一般枠	3	1	1		1	6			1		1	2	
医療局医師奨学資金	2		1			3			1			1	
市町村医師養成修学資金	1	1			1	3					1	1	
計	8	12	6	8	10	44	1		2	1	2	6	

岩手県キャリア形成プログラム (東北医科薬科大学修学資金枠 (A方式)) 【案】

1 キャリア形成プログラムとは

将来地域医療に従事する意思を持ち、修学資金枠 (A方式) 入試制度により東北医科薬科大学医学部に入学し、東北医科薬科大学から修学資金の貸与を受けた医師は、岩手県が策定したキャリア形成プログラム (医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画) の適用を受けることとなります。(医療法の規定による)

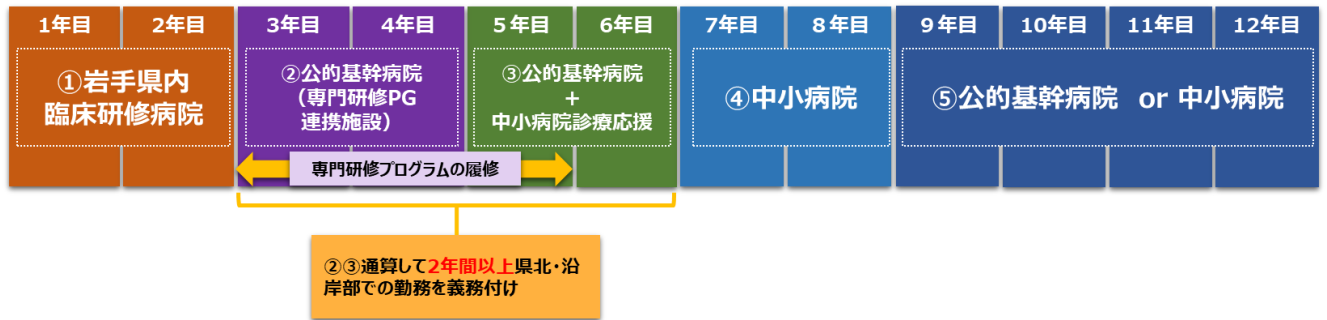
2 キャリア形成プログラムの概要

(1) プログラム対象者	次の入試制度により医師となった者 東北医科薬科大学修学資金枠 (A方式) 入試制度【岩手県枠】
(2) プログラム期間	12 年間
(3) 診療科の制限	○ 診療科の専攻に関する制限はなし 【参考】19 基本領域 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療
(4) 勤務要件	<p>【配置基本ルール】</p> <p>① 臨床研修 (2 年間)</p> <p>○ 原則として、県内の臨床研修病院 (公立病院又は公的病院に限る。) において臨床研修を行う。</p> <p>② 臨床研修後に公的基幹病院での従事 (2 年間)</p> <p>○ プログラム対象者の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置する。</p> <p>○ 専攻診療科の研修のほか、プライマリーケアの総合診療スキルの習得研修 (研修プログラムについては公的基幹病院で別途作成) も併せて行う。</p> <p>③ 公的基幹病院を主たる従事先として、公的基幹病院以外のプログラム対象施設への応援診療の実施 (2 年間)</p> <p>○ 公的基幹病院に勤務しながら原則週 1～2 日 (応援先施設のニーズにより一定期間とすることも認める。) の公的基幹病院以外のプログラム対象施設への応援診療を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ②を経ずに③を実施することも認める。 ・ ②において県央・県南地域の医療機関 (県立中央病院、県立中部病院、県立胆沢病院、県立磐井病院、盛岡市立病院、盛岡赤十字病院、北上済生会病院) に配置した養成医師は、原則として沿岸・県北地域の医療機関に配置する。

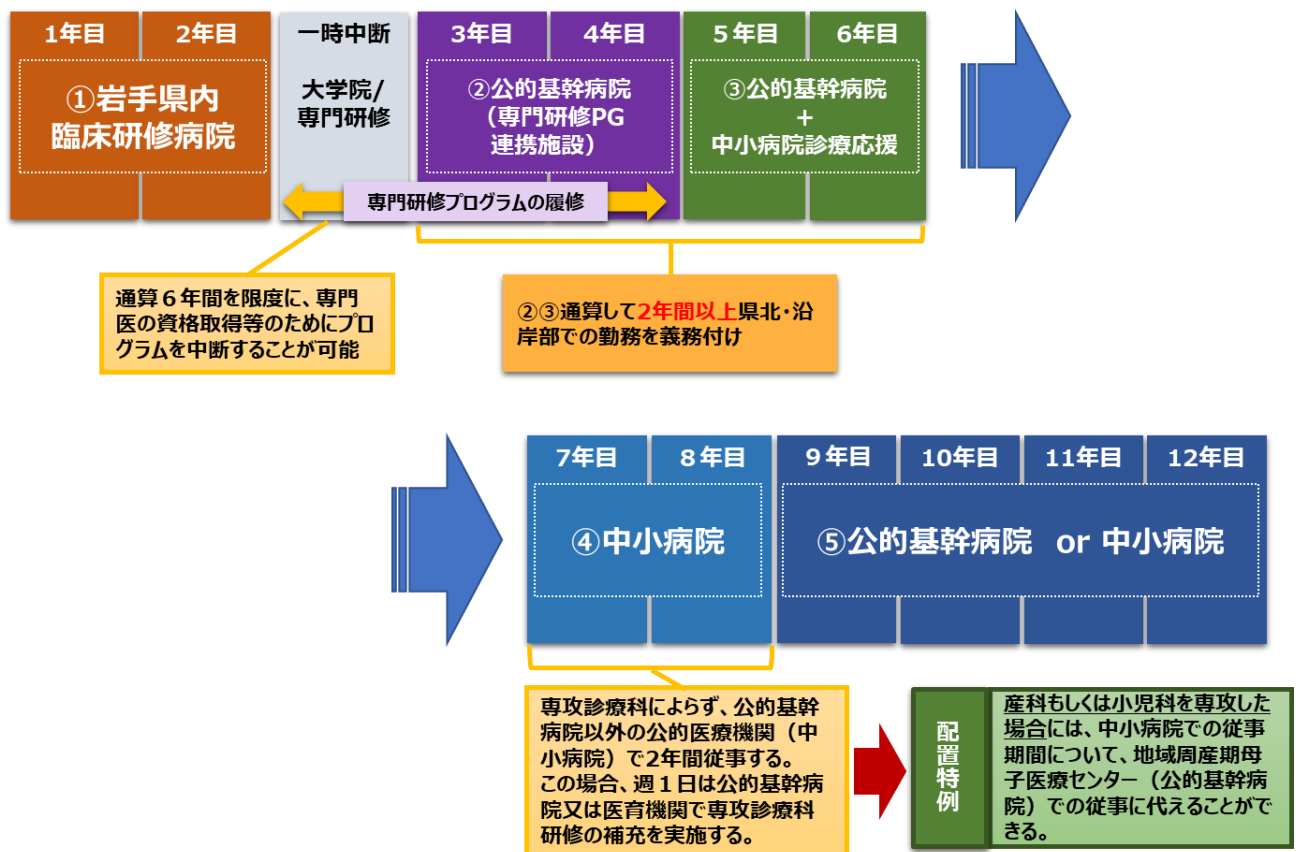
	<p>④ 公的基幹病院以外のプログラム対象施設（その他公的医療機関）での 従事（2年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プログラム対象者の専攻診療科によらず、原則として公的基幹病院 以外のプログラム対象施設に配置する。 ○ 週1日は、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を行 うことを認める。 <p>⑤ 養成医師のプログラム満了後の医師としての方向性を考慮したプロ グラム対象施設での従事（4年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プログラム満了後の県内勤務を見据え、プログラム対象者の専攻診 療科を考慮して配置する。 <p>【配置基本ルールの運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記に示した配置基本ルールについて、②公的基幹病院での従事（2 年間）については、原則として、最初を実施するものとし、③から⑤に ついては、県内の医師不足の状況やプログラム対象者の個々の事情に応 じて順番を適宜変更する場合がある。 ○ 各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定する。 ○ ②又は③における沿岸・県北部での従事義務（2年間）と④の従事義 務を同時に履行することはできない。 <p>【例】沿岸部におけるその他公的医療機関での勤務は、④の履行として扱 われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プログラム対象者が、産科又は小児科を専攻した場合は、④について、 地域周産期母子医療センター（公的基幹病院）での従事に代えることが できる。
(5)プログラムの 一時中断	<ul style="list-style-type: none"> ○ プログラム対象者は、専門的な医学又は医療における必要な知識及び 技術を習得するため、プログラムの期間内にプログラム対象施設以外（原 則として県内）で研修を受けることができるが、この期間は通算して6 年を限度とし、キャリア形成プログラムの一時中断期間として取り扱う ものとする。 ○ 上記の一時中断期間とは別に、育児休業や休職等については、プログ ラムの一時中断期間として取り扱う。 ただし、産前産後休暇と病気休暇はプログラム期間に含む。
(6)プログラムの 適用解除	<ul style="list-style-type: none"> ○ プログラムの適用が解除された場合、年率10%の利息を付して奨学金 を返還することとなる。

3 キャリア形成プログラムの履行例

(1) 基本パターン（県立病院専門研修プログラムによる専門医取得）



(2) 臨床研修修了後に大学等において専門研修を行う場合



【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関
 ・公的基幹病院：◆◇県立病院 ★その他の病院
 ・その他医療機関：■□県立病院 ●○その他の病院
 ▲△診療所
 ・「C」：地域診療センター

岩手県キャリア形成プログラム(東北医科薬科大学修学資金枠(A方式))

研修・勤務先 ※1	備考	勤務先の具体例
① 初期臨床研修(2年)	○ 初期臨床研修後の勤務との連動を図るため、県内研修病院で実施	<①臨床研修病院：12病院> ◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院 ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院 ★北上済生会病院 ★盛岡赤十字病院 ★盛岡市立病院 ◇大船渡病院 ◇宮古病院 ◇久慈病院 ◇二戸病院
↓ 専門研修・大学院等(通算6年可)※2		
② 公的基幹病院勤務(2年)	○ 養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置。 ○ 専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリーケアの総合診療的スキルの習得研修も実施	<②公的基幹病院：11病院> 岩手医科大学附属病院以外の臨床研修病院に同じ
↓ 専門研修・大学院等		②③通算して2年間以上は、県北・沿岸部の医療機関で勤務すること
③ 公的基幹病院勤務＋その他医療機関への応援診療(2年)	○ 公的基幹病院に勤務しながら、週1～2日をその他公的医療機関で勤務	
↓ 専門研修・大学院等		
④ その他医療機関勤務(2年)	○ 専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の医療機関に配置 ○ 週1日、公的基幹病院又は医療機関で専攻診療科研修の補充が可能 ○ 産科又は小児科を専攻した場合は、④の期間に地域周産期母子医療センター(公的基幹病院)での勤務が可能	<④その他医療機関：52機関> ■遠野病院 ■江刺病院 ■千厩病院 ■大東病院 □高田病院 ◇釜石病院 □大槌病院 ■南光病院 □一戸病院 ■いわてリハビリテーションセンター ■療育センター ●総合水沢病院 ●八幡平市立病院 ●まごころ病院 ●藤沢病院 ○種市病院 ■東和病院 □山田病院 □軽米病院 ●葛巻病院 ●西和賀さわうち病院 ○済生会岩泉病院 ▲沼宮内C ▲紫波C ▲大迫C ▲花泉C △住田C △九戸C ▲安代 ▲田山 ▲雫石 ▲中央(遠野) ▲前沢 ▲衣川 ▲金ヶ崎 ▲猿沢 ▲室根 △綾里 △越喜来 △吉浜 △広田 △二又 △田老 △新里 △川井 △田野畑 △山形 △普代 △大野 △金田一 △浄法寺 △済生会陸前高田
↓ 専門研修・大学院等		
⑤ その他医療機関勤務又は公的基幹病院勤務(4年)	○ 義務終了後の県内勤務を見据え、養成医師の希望を踏まえ配置	

※1 ②～⑤の勤務の順番の入れ替えは可能。また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定。

※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等(原則として県内)での研修を通算6年間まで認める。